

○ 「安全まちづくりの日」における取組の推進について（通達）

（令和4年2月25日付け香生企第73号）

平成16年に、「香川県安全安心まちづくり推進協議会」（会長：知事、副会長：本部長）において、別添『「安全まちづくりの日」実施要領』（以下「要領」という。）のとおりに、県民の自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図ることを目的として、毎月10日を実施日とする「安全まちづくりの日」が創設された。

本県においては、それ以降、要領に基づく各種施策等を実施してきたところ、各所属にあっては、引き続き要領に定める目的を念頭に、「安全まちづくりの日」の浸透を図るほか、特に実施日（原則毎月10日）には、地域の治安情勢を踏まえつつ、住民やボランティア団体を始めとする関係機関等との協働防犯活動等の計画的な実施を推し、真に県民総ぐるみによる「安全安心まちづくり」の取組が県下全域に浸透するよう努められたい。

記

1 実施重点

- (1) 広報等の徹底等により「安全まちづくりの日」の浸透及び県民一人一人の自主防犯意識の高揚を図る。
- (2) 関係機関・団体と協働する地域安全パトロールの実施等により自主防犯活動の促進を図る。

2 実施要領

要領の別表に定める実施事項について、各所属の実情に応じた効果的な活動を計画的に推進する。

3 留意事項

- (1) 「安全まちづくりの日」の周知に関して、各所属で作成・発出する広報や注意喚起を始めとした各種広報媒体を活用するとともに、防犯CSR実施事業所や（公財）香川県防犯協会連合会、地区防犯協会等の関係機関・団体等に対しても協力を要請するなどして、広く県民への周知徹底を図る。

特に、毎月10日前後の各種活動の広報では、活動内容や広報目的を踏まえて「安全まちづくりの日」への言及を検討する。

- (2) 地域安全推進委員、少年警察補導員等ボランティアはもとより、自治会やPTA・学校関係者等の関係団体とともに、通学路等における防犯構造上危険な箇所の点検及び防犯パトロールの他、特殊詐欺に利用されるATMコーナーでの注意喚起等の協働活動を推進し、地域における自主的な防犯活動の促進を図る。
- (3) 関係機関・団体との協働活動にあたっては、当該活動に協力する参加者に対して、活動の背景及び目的等を説明した上で、参加者自身の自主防犯意識の向上を図る。

4 報告

各署において毎月の「安全まちづくりの日」に各種施策等を実施した際には、従来の地域安全活動結果報告等で下記担当まで報告されたい。

「安全まちづくりの日」実施要領

1 目的

「安全安心まちづくり」の取組みについて県民の理解と関心を深め、県民一人一人の自らの安全は自らが守るという防犯意識の高揚を図り、及び地域における自主的な防犯活動の促進を図ることを目的として、「安全まちづくりの日」を創設する。

2 実施日

毎月 10 日とする。ただし、当該日が香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる日の場合は、これらの日を除く当該日の直後の日とする。

3 主催

香川県安全安心まちづくり推進協議会

4 実施重点

- (1) 広報等の徹底等により「安全まちづくりの日」の浸透及び県民一人一人の自主防犯意識の高揚を図る。
- (2) 関係機関・団体が協働した地域安全パトロールの実施等により自主防犯活動の促進を図る。

5 実施要領

関係機関・団体は、別表に定める実施事項について、効果的な活動を推進するものとする。

6 施行日

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

別表

「安全まちづくりの日」における実施事項

関係機関・団体	実 施 事 項
共 通	○ 官公署等は、統一の懸垂幕の掲示により、県民に対し「安全まちづくりの日」の周知徹底を図る。
県	○ 各種広報媒体を活用し、「安全まちづくりの日」の広報を行い、県民に対しその周知徹底を図る。
警 察	○ 各種広報媒体を活用し、「安全まちづくりの日」の広報を行い、県民に対しその周知徹底を図る。 ○ 「安全まちづくりの日」の趣旨に沿った街頭活動を強化する。 ○ 関係機関・団体と連携して地域等の実情に応じた防犯教室等を開催するなどして、防犯意識の高揚を図る。 ○ 関係機関・団体と連携して地域等の実情に応じた地域安全パトロール等を実施するなどして、自主防犯活動の促進を図る。
教 育 委 員 会	○ 関係機関・団体と連携して通学路における児童、生徒等の安全確保のための活動の実施に努める。 ○ 関係機関・団体と連携して児童、生徒等に対し、防犯教室等を開催するなどして、防犯意識の高揚に努める。 ○ 保護者と連携し、家庭内において「安全なまちづくり」について話し合う日とするよう促す。
市 町	○ 市町の広報誌等市町の特性及び実情に応じた方法により、住民に対し「安全まちづくりの日」の広報を行い、その周知徹底を図る。 ○ 区域内において「安全まちづくりの日」の趣旨に沿った自主防犯活動を行う団体、ボランティア等の支援及び地域の実情に応じたそれらとの協働活動の実施に努める。
県防犯協会連合会 及び地区防犯協会	○ 「安全まちづくりの日」の広報を行い、県民に対しその周知徹底を図る。
職 域 団 体	○ 施設内の職員等に対し「安全まちづくりの日」の周知徹底を図るとともに、それぞれの団体の実情に応じ「安全まちづくりの日」の趣旨に沿った活動の実施に努める。
そ の 他 の 関 係 機 関 ・ 団 体	○ それぞれの機関・団体の実情に応じ「安全まちづくりの日」の趣旨に沿った活動の実施に努める。